

仕 様 書		
機器名	心電計	
要 求 条 件		
I 機器構成内訳	型式	数量
フクダ電子株式会社製 心電計 FCP-9800 または 日本光電工業株式会社製 心電計 ECG-2550-01		4 式
1 フクダ電子株式会社製 心電計		
(1) 解析付心電計	FCP-9800	4
(2) トロリー	OTE-10	4
(3) コードハンガー	OAE-47A	4
(4) バスケット	OAE-52A	4
(5) 引き出し（O T E－１０用）	OAE-61A	4
(6) 背面カバー（O T E－１０用）	OAE-57A	4
(7) 記録紙保持金具（O T E－１０用）	OAE-58A	4
(8) ２次元バーコード対応リーダー	1950GHD-U	4
(9) 心電計用共通付属品セット	ASE-02N	4
(10) リチウムイオンバッテリーパック	BTE-002	4
(11) S Dカード	SD-2G	4
2 日本光電工業株式会社製 心電計		
(1) 心電計	ECG-2550-01	4
(2) バッテリーパック S B－２０１D	X078	4
(3) 架台	KD-107D	4
(4) コードハンガ	KH-220D	4
(5) 管理機能拡張ソフトウェア	QP-245D	4
(6) E C Gチェッカ	AX-301D-01	4
(7) PrimeVitaCNN接続費用	SYS2	4
II 接続に関する仕様		
1 フクダ電子株式会社製 心電計		
(1)	既存の心電図ファイリングシステムに保存されている心電図データを心電計側の操作で呼び出す機能を有すること。また、呼び出したデータを心電計のサーマルレコーダで印刷する機能を有すること。	
(2)	既存の心電図ファイリングシステムから検査オーダーを受信する機能を有すること。	
(3)	電子カルテ画面上に存在する『循環・呼吸WEB』ボタンから起動した心電図ビューワでデータ参照が可能なECGデータを送信する機能を有すること。	
2 日本光電工業株式会社製 心電計		
(1)	PrimeVitaCNNに接続して電子カルテより参照できること	
III 納入条件等		
1 納品		
(1)	横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、当院とする。）の指定する場所に納品すること	
(2)	当院の指定する場所から搬入可能であること。詳細は別途担当者と協議すること。	
(3)	機器の搬入、据え付け、調整を行うこと。	
(4)	設置時までには装置等の仕様変更があった場合は、最新の仕様で設置すること。	
(5)	配送費用・設置費用・撤去費用の一切は、本体価格に含むこと。	
(6)	設置作業の際に既存設備の機能を損なわないこと。	
(7)	病院躯体及び機器設置に伴う付帯工事は、当院管理の下、指示に従い施行すること。	

(8)	納品は、工事期間を含め令和8年3月31日までに行うこと。
(9)	受入試験は、当院スタッフ立会いのもとに行い、試験内容等の詳細は別途協議すること。
(10)	機器の瑕疵については、無償でその対応を行うこと。また、動作障害などが発生した場合は、早急に原因を究明し問題解決を図ること。
2 保守・メンテナンス	
(1)	年間を通じ、故障の修理および定期点検を実施できる体制が整備されていること。
(2)	通常の業務時間（平日8時から18時※土日祝日・年末年始は除く）においては、ユーザーからの障害連絡後、速やかに対応できる体制が整っていること。
(3)	障害が発生した場合は、夜間、休日も含め迅速に現場に専門技術者を派遣できる体制であること。
(4)	納品後1年間は通常使用による故障（製品不良や工事不良等によるものと思われる故障等）が発生した場合は、無償修理あるいは無償交換対応とすること。（機器およびシステム等一式を含む）
(5)	障害及び修理対応した場合、対応報告書を提出すること。
(6)	本調達に関連する消耗品・交換部品等については、10年間以上の修理部品を確保すること。
3 教育	
(1)	操作マニュアルは、管理者及び操作者向けに全ての機器についてデジタルデータを含めて日本語版で2部以上用意すること。
(2)	担当者に対して教育訓練を実施する体制が整っていること。
(3)	導入時研修における取扱説明や教育訓練は担当者と協議のうえ、必要な人員を派遣・確保し、十分な技術を取得するまでの期間、無償で対応すること。
4 その他	
(1)	契約時には、仕様書の要求条件を満たすことを証明する書類を提出し、承認を得ること。
(2)	地震対策として振動、転倒等を防ぐための処置を行うこと。
(3)	入札直後の打ち合わせから検収までの期間に使用した資料、打ち合わせの内容は全て記録し、病院側と相互に内容を確認すること。議事録と資料はファイリングして複写を含め2部提出すること。
(4)	その他、本仕様書に明記されていない事項で問題が生じた時は、別途誠実に協議のうえ、決定すること。
以上	